

特報1	「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」の開催…………… 4
特報2	パキスタン・イスラム共和国地震災害に対する 国際消防救助隊(IRT-JF)の派遣について 消防庁長官表彰(国際協力功労章)及び褒状授与式…………… 7
特報3	消防庁国民保護計画の概要について…………… 8
特報4	「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、 予防技術資格者の資格を定める件」の運用について…………… 12
特報5	消防職団員の安全管理のための 情報共有化システム開発について…………… 14
特報6	地域防災力の充実に向けた消防団の取組事例…………… 16

平成17年12月号 No.417

巻頭言 消大改革スタート

Report

「平成17年度消防庁緊急対処事態図上訓練」実施結果について…………… 18
カイトプレーン(災害情報収集無人航空機)の展示の実施について…………… 19
全国火災予防運動ポスター感謝状授与式…………… 20
第17回全国女性消防操法大会を開催…………… 21

TOPICS

平成17年秋の消防関係叙勲並びに褒章伝達式…………… 22
平成17年度消防設備保守関係功労者及び優良消防用設備等表彰式…………… 23

緊急消防援助隊情報

平成17年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練について…………… 24
--

消防通信～北から南から

鳥取県西部広域行政管理組合消防局「緑と荒波、豊富な自然の鳥取」…………… 26

消防通信～望楼

札幌市消防局(北海道)/松戸市消防局(千葉県)…………… 27
守口市門真市消防組合消防本部(大阪府)/竹田市消防本部(大分県)

消防大学校だより

平成18年度消防大学校教育訓練計画について/救助科第53期成績優秀者…………… 28
--

INFORMATION

危険物安全週間推進標語の募集…………… 30
日本標準時の「うるう秒」挿入について/10月の主な通知/広報テーマ(12・1月分)…………… 31



表紙
群馬県防災航空隊
「はるな」

消大改革スタート



消防庁消防大学校長 清矢 守

消防大学の平成18年度教育訓練計画は、前年度と比べて大きく変わった(本誌の「消防大学校だより」P.28参照)。これは、本年8月に“消防大学校における教育訓練等に関する検討会”から「消防大学校における教育訓練等の見直しについて」と題する提言をいただいたので、幹部教育課程の再編など提言の具体化を盛り込んだことによるものである。

最大の特徴は、時代の要請に応えるべく、学科・コースを新設したことである。

まず、近い将来に消防幹部職員の大量退職期を迎えることから中核幹部職員の養成が急務であるため、本科(定員48名、年1回、教育日数79日間)と幹部研修科(定員60名、年2回、教育日数39日間)を再編して幹部科を新設し、平成18年度は定員60名、教育日数37又は38日間で年4回実施することとした。これは、各消防本部の中核幹部職員養成と合わせ、広域的な応援・受援能力の確保をねらいとするものであり、幹部科では従来の幹部研修科に比べて指揮能力教育や実科要素を大幅に増やす予定である。各消防本部で従来にも増して活用されるよう期待している。

また、企業災害の多発や技術基準の性能規定化に対応するため、危険物科を新設する。危険物科のカリキュラムは、こうした災害・行政動向に関する講義・実務研究を中心としつつ、あわせて危険物理化学の学習や施設研修などを行う予定である。

さらに、大規模災害等に対する全国的見地からの人命救助体制を強化するため、特別高度救助隊、高度救助隊の隊長クラスを対象に高度救助コースを新設し、高度資機材の取扱いやこれに伴う現場管理の能力を養成するとともに、特別高度救助隊の隊長クラスを対象に特別高度救助コースを新設し、NBC対応業務に必要な能力養成を図ることとした。政令指定都市では、新設する両方のコースを通じて、部隊全体として現場管理能力が向上するよう期待している。

学科・コースの新設のほか、専科教育の各学科の目的を、各分野の“教育指導者等としての資質向上”と明示した。各専科では既に、教育技法に関する講義や、講義実施に関する演習を積極的に取り入れているが、内容を一層教官教育に特化させていく所存である。各専科では消防学校教官を優先して受け入れるが、消防本部から参加する学生にも、専科卒業後は自分の属する消防本部のみならず、その都道府県における各分野のリーダーたる自覚を持ち、消防学校の講師等として積極的に後進教育に取り組んでいただきたいと考えている。

最後に、言うまでもないことではあるが、どの学科・コースにおいても、内容を厳しく吟味し、教育効果が最大限に上がるよう運用していく所存である。

消防の動き



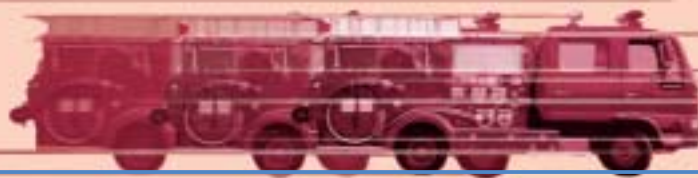
平成17年
12月号

No. 417

「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」の開催
パキスタン・イスラム共和国地震災害に対する
国際消防救助隊(IRT-JF)の派遣について 他
消防庁国民保護計画の概要について
「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、
予防技術資格者の資格を定める件」の運用について

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」の開催

消防・救急課

1 概要

多様化、大規模化する災害・事故に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防体制の更なる充実強化を図る必要があります。

消防庁においては、これまでも消防本部の広域再編を推進してきましたが、市町村合併に一定の目処がついたところで、今後の広域再編のあり方を検討する必要があります。

これらを踏まえ、現行の消防体制の現状と問題点を整理し、消防機関の果たすべき役割を踏まえた、今後の消防体制のあり方について検討を行うため、「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」を開催しました。

同検討会においては、早急に措置すべき事項について年内にも中間報告として取りまとめた上で、最終的な検討結果については、来年半ばを目処に取りまとめる予定です。



第1回今後の消防体制のあり方に関する調査検討会の模様

2 主な検討項目

今後の消防体制のあるべき姿

- ・消防本部に求められる消防力・規模
- ・小規模消防本部の課題

消防本部の広域再編の推進

- ・広域再編の基本的考え方
- ・広域再編の推進方策

3 検討スケジュール

平成17年10月19日 第1回検討会

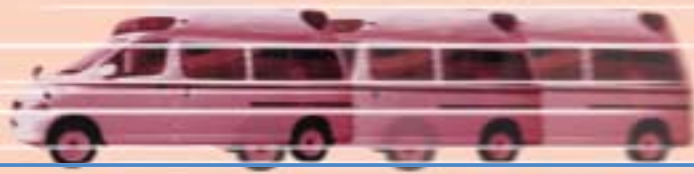
平成17年11月24日 第2回検討会

以降随時開催

平成18年6月 検討結果報告

【構成員】

- 座長：多賀谷一照 千葉大学法経学部教授
 委員：青山 佳世 フリーアナウンサー
 齋田 道男 富山県副知事
 坂本 哲也 帝京大学医学部救命救急センター教授
 櫻井 敬子 学習院大学法学部教授
 関口 和重 東京消防庁消防総監
 中村 功 東洋大学社会学部教授
 成瀬 宣孝 日本消防設備安全センター理事長
 新立 和弘 横須賀市消防局長
 平井弥一郎 清水町長（静岡県）
 松浦 幸雄 高崎市長（群馬県）
 室崎 益輝 独立行政法人消防研究所理事長
 森澤 正一 京都市消防局長
 山崎 登 日本放送協会解説委員



パキスタン・イスラム共和国地震災害に対する国際消防救助隊(IRT-JF)の派遣について

参事官

1 地震の概要

平成17年10月8日12時50分頃（現地時間午前8時50分頃）、パキスタン・イスラム共和国の首都イスラマバード北北東約95キロの地点を震源とするマグニチュード7.6（米国地質調査所調べ）の大規模な地震が発生しました。この地震災害により、パキスタン・イスラム共和国で死者5万4,197人、負傷者7万7,925人、インドで死者1,300人



パキスタン軍のヘリコプターでバトグラム郡到着



倒壊した病院で検索活動を実施

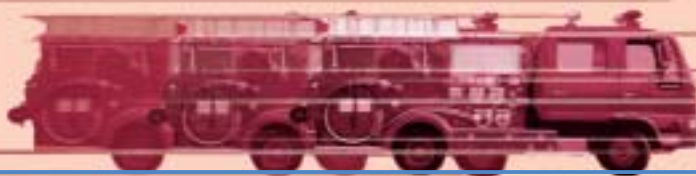
以上、負傷者約6,300人（平成17年10月31日現在）という甚大な被害が発生しました。

2 派遣決定～被災地へ出発

消防庁では地震発生当初から外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）と連絡・協議を行い、パキスタン政府から日本国政府に対して援助要請があり、政府が国際緊急援助隊救助チームの派遣を決定したことを受けて、10月8日21時00分、消防庁長官が国際消防救助隊の派遣を決定しました。

翌10月9日早朝、国際消防救助隊13名（消防庁1名、東京消防庁6名、横浜市消防局3名、船橋市消防局2名、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部1名）は成田空港に集結、国際緊急援助隊救助チームとなる他のメンバー36名（外務省、JICA、警察庁、海上保安庁等）と合流し、被災地へ向けて出発しました。





3 現地での活動

空路・陸路を乗り継ぎ、現地時間10月10日早朝、イスラマバード近郊のラワールピンディに到着した国際消防救助隊は、パキスタン軍のヘリコプターで活動サイトである北西辺境州バトグラム郡へ到着し、当地で活動を開始しました。

バトグラム郡は首都イスラマバードの北方約120キロの山間部にあり、気温の日較差が大きく、厳しい環境下での活動を強いられました。活動サイトを調査中、倒壊した病院に入院患者が取り残されているとの情報があり、検索・救助活動を開始。余震が続くなか建物内部に進出し、10月11日まで検索活動を実施しましたが、要救助者を発見することはできませんでした。

10月12日以降もバトグラム郡内で活動を展開、要救助者の情報があるバターモーリ地区、コルゲラ地区において検索・救助活動を実施しました。当地は土造り、煉瓦造りの住居が多く、それらの建物が倒壊した現場での活動は困難を極めました。2つの地区で3人の要救助者の遺体を発見・救出し、生き埋めになったと思われる全ての要救助者の救出を完了しました。



4 帰国

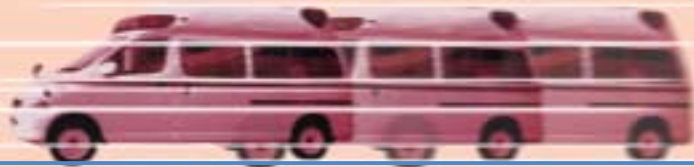
10月15日、国際緊急援助隊救助チームはパキスタン政府、国連人道問題調整事務所及び在パキスタン日本大使に日本隊としての活動報告を行い、10月16日にイスラマバードを離れ帰途につきました。日本時間10月18日早朝、無事帰国した国際緊急援助隊救助チームは成田市内で解団式を実施、その後国際消防救助隊は消防庁に場所を移して板倉敏和消防庁長官列席のもと解隊式を行い、今回の任務を終了しました。

消防庁では、被災国政府からの要請に応え、迅速に国際消防救助隊を被災地へ派遣し、効果的に検索・救助活動を実施するための体制整備に取り組んでいます。

また、災害発生時の国際緊急援助活動はもとより、災害復興・復旧に対する支援や技術移転に積極的に貢献することとし、海外諸国に対する国際協力・交流を推進しています。



バターモーリ地区・コルゲラ地区での検索・救助活動



消防庁長官表彰(国際協力功労章)及び褒状授与式 ～パキスタン・イスラム共和国で発生した地震災害における国際緊急援助活動～

総務課

去る10月26日、消防庁長官室において、平成17年10月8日にパキスタン・イスラム共和国で発生した地震災害に際し、国際消防救助隊として派遣され、功労のあった国際消防救助隊員13名に対し、国際協力功労章が、消防庁長官の要請に基づき隊員を派遣していただいた消防本部4機関に対し、褒状がそれぞれ授与されました。

今回の受章(賞)者は、次のとおりです。



国際協力功労章受章者

消防庁長官表彰(国際協力功労章)

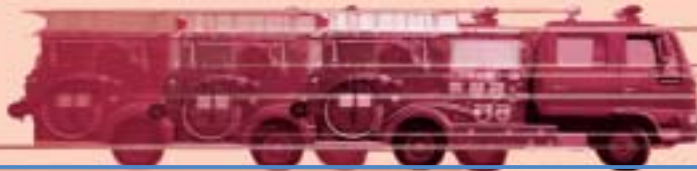
- 下仲 宏卓 (総務省消防庁)
- 吉原 司 (茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部)
- 澤田 幸昭 (船橋市消防局)
- 湯川 達也 (船橋市消防局)
- 田島 松一 (東京消防庁)
- 今和泉健一 (東京消防庁)
- 板倉 丈也 (東京消防庁)
- 山田 寿 (東京消防庁)
- 阿部 聡 (東京消防庁)
- 竹内 健 (東京消防庁)
- 吉田 康義 (横浜市消防局)
- 本多 隆樹 (横浜市消防局)
- 渡辺 史 (横浜市消防局)



褒状受賞機関

消防庁長官褒状

- ・茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部
- ・船橋市消防局
- ・東京消防庁
- ・横浜市消防局



消防庁国民保護計画の概要について

国民保護室

消防庁では、平成16年9月17日に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」（以下「国民保護法」という）に基づき、消防庁国民保護計画について、去る17年10月28日に閣議決定を行い、都道府県に通知しました。各指定行政機関（各省庁）の国民保護計画についても同時に閣議決定され、これにより、国の計画は一応出揃う形になります。今後は、現実には起こりうる事態を念頭に置きつつ、実践的な訓練等を行って、計画の運用面での充実、強化を図っていくことが必要と考えています。

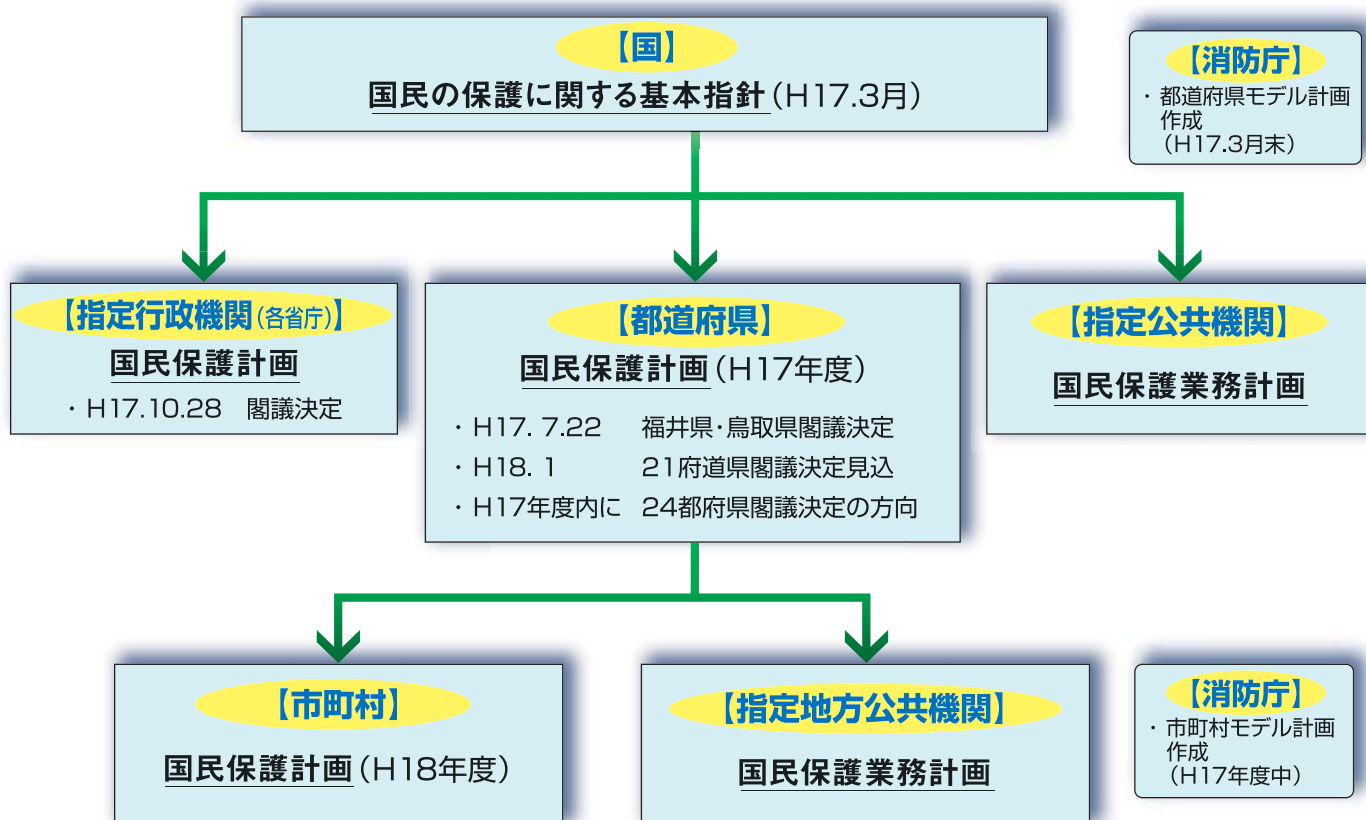
このほか、平成17年度中を目途に都道府県が国民保護計画を、指定公共機関が国民保護業務計画を、また、平成18年度には、市町村が国民保護計画を、指定地方公共

機関が国民保護業務計画を作成することとなっています。

都道府県においては、去る7月22日に福井県、鳥取県の国民保護計画が閣議決定されたほか、現在36都道府県が国への協議を行っており、今年度中に全都道府県で国民保護計画が作成される見込みになっています。

消防庁では昨年度、都道府県国民保護モデル計画を作成したところですが、今年度は引き続き、「地方公共団体における国民の保護のための懇談会」で議論をいただきながら、市町村国民保護モデル計画を作成することとしており、現在、鋭意作業を行っているところです（懇談会資料は、消防庁HP [<http://www.fdma.go.jp>] 参照、モデル計画は年内に素案を提示し、平成18年1月中を目途に公表する予定）。

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」



1 消防庁国民保護計画の主な特徴

初動体制の確保

消防庁国民保護計画における最大の特徴としては、昨年度、都道府県モデル計画でも強調したように、初動体制の確保の重要性について、特に強調していることです。特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃、テロといった突発的な事案については、一刻も早い初動体制を確保し、国の中枢における事態認定等の判断に資することが肝要であり、消防庁では、率先して情報連絡室や消防庁緊急事態連絡室を設置し、地方団体や関係機関との緊密な連携や情報交換できる体制を整備することとしました。これは他の省庁の計画には見られない大きな特徴です。

他方、テロやゲリラ事案のほかにも、生物剤の散布などは、外形的に攻撃が行われたことが明らかになるまで時間を要する場合が多くなるものと考えられることから、より一層難しい判断が必要となります。政府部内でも、このような場合の意思決定の迅速化が図れるよう、平素から様々な議論を行っているところです。

先日、全国4箇所においてテロが同時発生したことを想定した、国と地方共同の国民保護のための訓練が初め

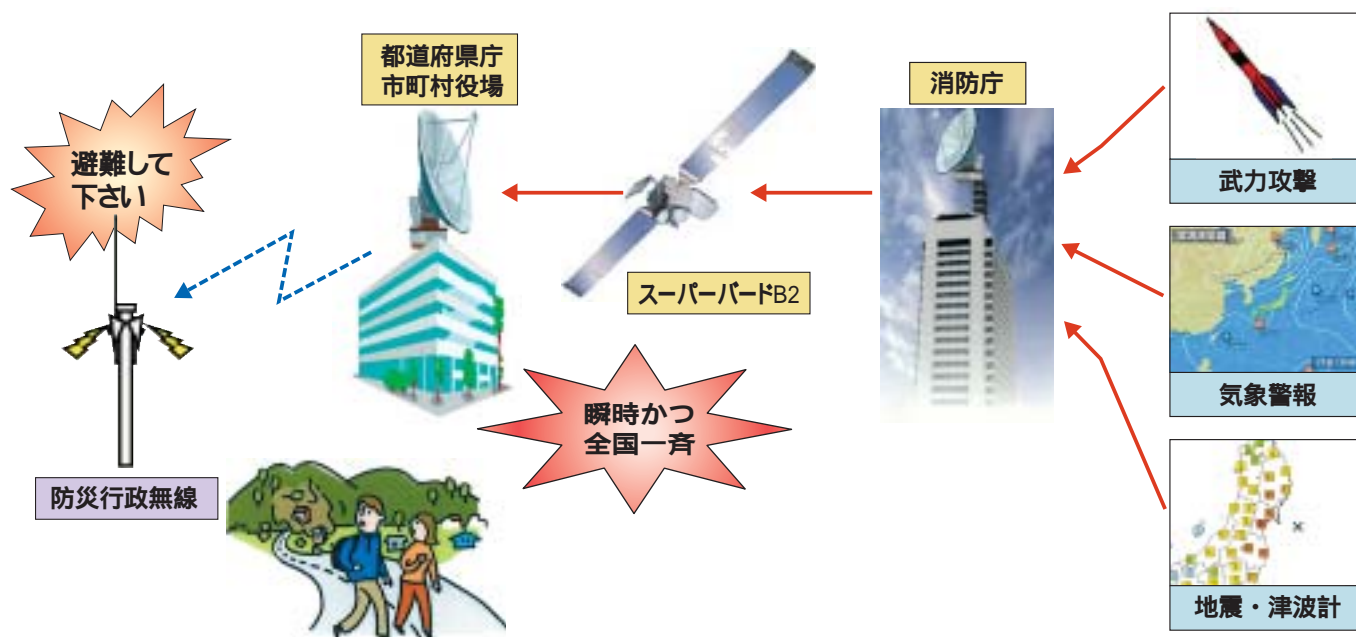
て行われましたが（詳細については、P.18を参照）、消防庁においては、事態の兆候を踏まえて、関係部局による情報連絡室を立ち上げるとともに、事態の緊迫度に応じ、全庁的な緊急事態連絡室に体制を強化したところです。

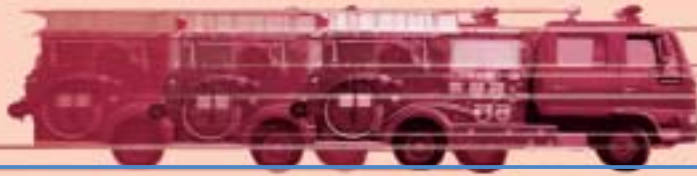
迅速な警報の伝達

事態発生時においては、国民にその危険性を直ちに知らせることが極めて重要です。特に、弾道ミサイル攻撃については、近隣諸国から発射された場合には、約10分程度で日本に到着することから、より迅速な対応が不可欠となります。国においては、発射の状況を把握した場合には、迅速に警報を発令し、まず、国民に知らせ、屋内への避難などの必要な行動を取っていただくことが必要となります。このような事案への対応を図れるよう、消防庁では、内閣官房と連携し、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の整備を図り、警報が瞬時に伝達されるような態勢を整えることとしています。

なお、J - A L E R Tは、緊急地震速報や津波警報など自然災害における活用も視野に入れ、現在関係省庁などと連携し実用化に向けて検討を進めているところです。

全国瞬時警報システム(J - A L E R T)





緊急消防援助隊の増強

先の新潟県中越地震において見られたように、大規模な災害発生時における緊急消防援助隊の運用は、消防庁における重要なオペレーションの一つであります。武力攻撃やテロの場合も同様であり、特に、NBCを用いた攻撃のように特殊な対応が必要な場合には、その有効かつ実践的な運用が不可欠であります。

消防庁においては、このような大規模災害やテロにおける対応能力の強化の観点から、緊急消防援助隊の拠点となる消防本部の対応能力の向上や資機材の充実を図ることとしています。

消防団、自主防災組織の支援等

住民の避難誘導においては、消防団や自主防災組織といった地域に密着した住民によるリーダーシップが不可欠です。このため、これらの方々の活動の充実を図るため、地方公共団体と連携し、啓発の充実や設備の整備等を支援することとしています。

また、住民の避難誘導や被災者の救助における地元の事業所の役割の重要性は、先のJR西日本福知山線列車事故における近隣の事業所の活躍ぶりを見ても論を待ちません。これらの地元の事業所との日頃からの連携を強化できるよう、防災の取り組みと併せて、必要な支援を行うこととしています。

以下、消防庁国民保護計画の概要について、簡単に触れます。

2 消防庁国民保護計画の概要

(1) 組織・体制等の整備

消防庁では、平素から消防庁国民保護推進本部を設置し、国民保護に関する重要事項について審議するとともに、有事の際の職員参集の基準について別に定めることとしています。また、事態発生時の参集基準等について

も定めています。

地方公共団体に対しては、24時間体制の充実など必要な助言を行い、所要の国民保護措置のための体制が整うよう助言・支援を行うこととしています。

(2) 住民の避難に関する措置

消防庁は、都道府県の区域を越えるような広域的な避難にあつては、避難地域と避難先地域の調整に時間や連絡手段の確保等に時間を要する場合も想定されるため、必要に応じて関係都道府県に対し勧告を出すなど積極的に調整を行うと共に、各都道府県へ避難経路等の情報提供や消防庁が保有するヘリコプターや緊急消防援助隊の運用を通じて、避難経路及び避難手段の確保に努めることとしています。

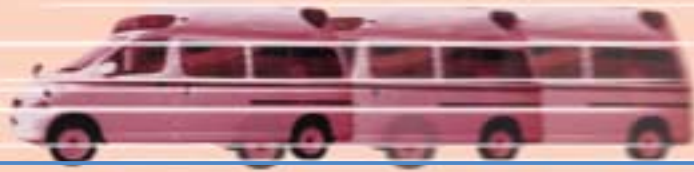
また、国の対策本部における避難措置の指示や警報の発令等が円滑に行えるよう、その意思決定に積極的に参画し、一人でも多くの住民を保護できるよう、最大限の努力を図ります。

(3) 被災住民の救援活動に関する措置

消防庁は、平素においては、都道府県が指定を行う避難施設のデータベースを関係省庁と連携して、整備することとしています。これにより、全国的な避難施設の情報の共有化が図られることとなります。

また、国民保護法で初めて規定された地方団体及び総務大臣が行う安否情報の収集、整理、報告、提供（総務大臣は整理、提供のみ）の事務を円滑に行うための体制の整備及び効率的な安否情報システムの検討を進めることとしています。

事態発生時においては、救助・救急活動を消防庁の専門的な見地から適宜助言等を行うなど応援を行うこととしています。また、救援物資のニーズを被災地等への派遣職員等を通じて情報収集し、その内容を広報、関係機関への周知を図るなど被災地の緊急物資の調達を応援することとしています。



(4) 武力攻撃災害への対処に関する措置

消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するため、被災都道府県から要請があったときなど特に必要と認めるときは、消防や設備の供与、技術支援などの応援を都道府県に対し、指示することができることとなっています。緊急時において、適時適切な指示を出せるよう、緊急消防援助隊で培われたノウハウ等を十分に活用して、正に政策・実施庁として変革してきた消防庁の実力を遺憾なく発揮していきたいと考えています。

そのため、平素から、緊急消防援助隊の登録部隊の増強や特別高度救助隊等の創設、NBCテロに対応しうる車両、防護服、化学検知器等の整備を行うなど武力攻撃災害への対処能力の向上を目指すこととしています。

このほか、消防機関が安全を確保し適切に任務を遂行するため、消火・救急・救助活動等について消防庁が適宜助言を行うとともに、消防庁が所管する生活関連等施設の安全確保の留意点を作成することとしています。

(5) 訓練

国民保護に関する訓練については、国と地方の共同訓練を実動・図上訓練とも積極的に実施していくと共に、効果的な国民保護訓練を行うため、地方公共団体への助言などを行うこととしています。来年度においても、内閣官房と連携して、本年度以上の内容と頻度で、実践的な訓練を行っていききたいと考えています。

(6) 国民保護に関する教育及び啓発

国民保護に関する教育については、消防庁職員への教育はもちろん、消防大学校、自治大学校、市町村アカデミーなどにおいて、国民保護の講座を設け、広く地方団体の職員への教育を行うこととしています。昨年度より国民保護の講座を設けていますが、本年度は拡充を行い、来年度も充実させていききたいと考えていますので、積極的な受講をお願いします。

また、公助、共助、自助がうまくかみ合っ

てこそ国全

体の能力が発揮されることは、自然災害時と共通している点です。テロや有事への備えについての、国民一人ひとりの問題意識が高まるよう、啓発を強化していきます。

3 おわりに

国民保護の仕事は、有事法制の整備により、政府全体として新たな事務として規定されたものですが、国が存在する限り行政事務としては「永遠に残る」ものであり、「一過性」のものではありません。本年度は、消防庁を含めた指定行政機関が計画を作成するほか、都道府県、指定公共機関が計画を作成するなど、次第にその体制が整いつつありますが、有事に備える意識を維持していくためにも、住民を含めた問題意識の醸成というものが不可欠です。特に、防災の分野でも課題となっている災害時要援護者の対策などは、行政や住民が協力して考えなくてはならない問題です。このように、今後は、訓練や啓発により、住民を含めた国民保護の運用を充実させるなど、有事に備えるという意識を行政関係者だけでなく住民も共有できるよう様々な施策を講じていきたいと考えています。

国民保護法制セミナー開講

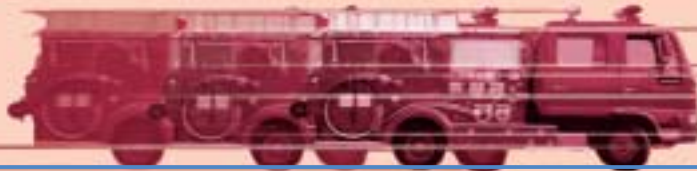
市町村アカデミー（市町村職員中央研修所）において、平成18年1月10日、11日の両日「国民保護法制セミナー～国民保護法制と自治体の対応～」をテーマに、臨時セミナーが開催されます。

国民保護法に基づき、市町村は、住民の避難や救援、訓練等に関する国民保護計画を平成18年度を目途に作成し、武力攻撃事態等に備えることとされています。

そこで、市町村職員を対象に国民保護のしくみと自治体の役割、市町村計画作成のポイントと具体的な対応等をテーマに2日間の臨時セミナーが開講されるものです。

申し込み締切日：12月9日（金）

セミナーに関する詳しい内容は、市町村アカデミーのホームページ（<http://www.jamp.gr.jp>）をご覧ください。



「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」の運用について

予防課

1 予防技術資格者制度の創設

「消防力の基準の一部を改正する件」(平成17年消防庁告示第9号)により「消防力の基準」(平成12年消防庁告示第1号)が「消防力の整備指針」と改められ、そのなかで、火災の予防に関する業務(以下「予防業務」という)に従事する予防要員数の算定方法が見直されるとともに、高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する者として消防庁長官が定める資格を有する「予防技術資格者」を適切に配置することとされました。

これに基づき、今般「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(以下「資格者告示」という。)が平成17年消防庁告示第13号として公布され、また、その運用については、平成17年10月18日付け消防予第305号、平成17年10月24日付け消防予第311号等により示されたところです。

2 予防技術資格者の資格要件について

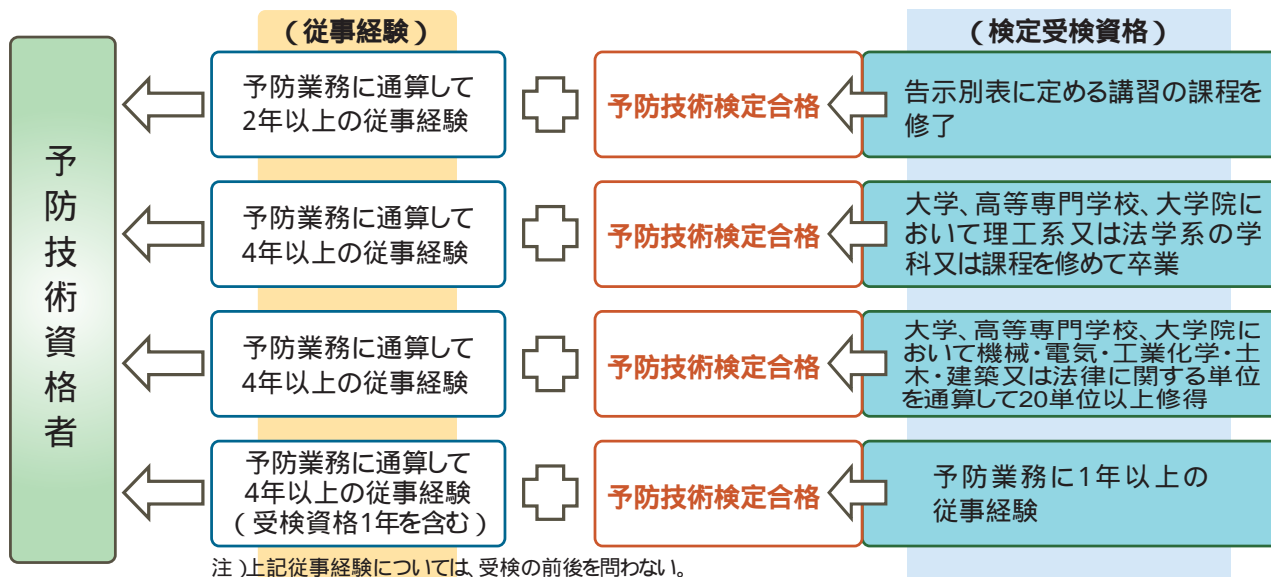
予防技術資格者の資格要件は、次のとおりとなります(図1参照)。

消防庁長官が定める講習の課程を修了した者であって、消防庁長官が指定する試験(以下「予防技術検定」という)に合格したもののうち、予防業務に通算2年以上従事した経験を有する消防職員

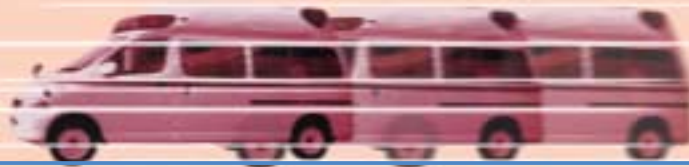
大学等において理工系又は法学系の学科等を修めて卒業した者であって、予防技術検定に合格したもののうち、予防業務に通算して4年以上従事した経験を有する消防職員

大学等において機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する授業科目を履修して通算20単位以上修得した者であって、予防技術検定に合格したもののうち、予防業務に通算して4年以上従事した経験を有する消防職員

図1 予防技術資格者の資格(イメージ)



注)上記従事経験については、受検の前後を問わない。



予防業務に1年以上従事した後、予防技術検定に合格し、予防業務に通算して4年以上従事した経験を有する消防職員

3 予防技術資格者の資格要件に関する経過措置

平成23年3月31日までの間に、次のいずれかに該当する者についても、予防技術資格者を円滑に配置するという観点から、予防技術資格者となり得ることとしています(図2参照)。

予防業務に通算して5年以上従事し、かつ、指定予防業務(防火管理・防火査察・違反処理・消防同意・消防用設備等・危険物に関する業務。以下同じ)に1年以上従事した経験を有する消防職員

消防大学校において火災の予防に関する教育訓練の課程を修了し、かつ、指定予防業務に1年以上従事した経験を有する消防職員

4 予防技術検定の実施方法

予防技術検定は「防火査察」、「消防用設備等」及び「危険物」の区分により次の方法で実施され、また、実施方法の詳細は、12月頃に示される予定です。

検定方法 筆記によるものとし、問題の形式は択一式
 出題数 共通科目10問、専攻科目各20問の合計30問
 検定時間 150分
 合格基準 共通科目及び専攻科目の合計が60%以上

5 予防技術資格者の区分

予防業務の専門性・特殊性を踏まえ、予防技術資格者を次のとおり区分し、予防業務を担当する係等に適切に配置されることが望めます。

防火査察専門員

予防技術検定のうち防火査察区分に合格した予防技術資格者及び3による予防技術資格者(指定予防業務のうち防火管理・防火査察・違反処理の従事経験者)

消防用設備等専門員

予防技術検定のうち消防用設備等区分に合格した予防技術資格者及び3による予防技術資格者(指定予防業務のうち消防同意・消防用設備等の従事経験者)

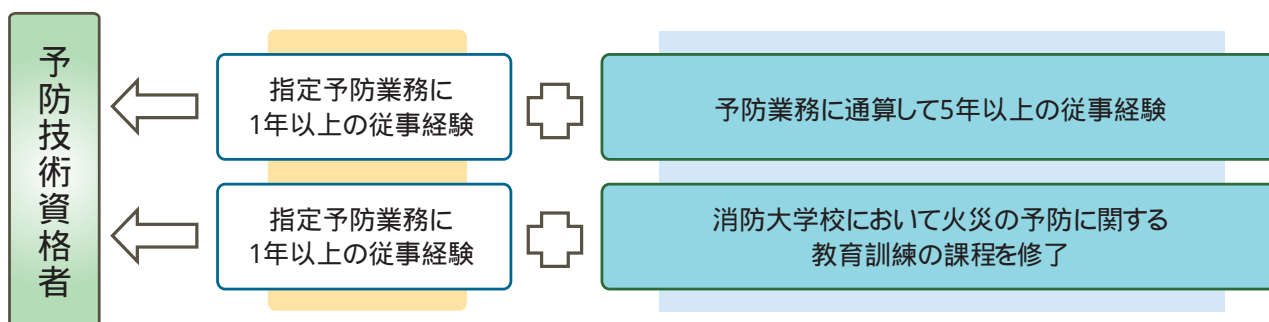
危険物専門員

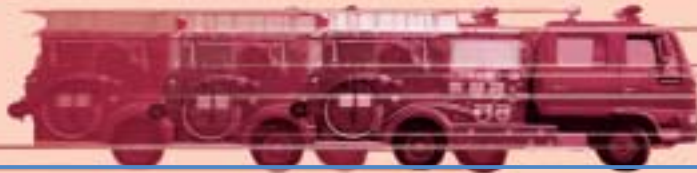
予防技術検定のうち危険物区分に合格した予防技術資格者及び3による予防技術資格者(指定予防業務のうち危険物の従事経験者)

6 おわりに

今般の予防技術資格者制度の創設により、予防技術資格者の有する高度な知識・経験が、大規模複雑化する防火対象物・危険物施設における安全確保に十分活用され、予防業務の高度化に資するとともに、火災防ぎよ等の警防戦術の一翼を担うなど他の分野にも活用され、総合的な消防力の向上・発揮が図られることが期待されます。

図2 経過措置(イメージ)





消防職団員の安全管理のための 情報共有化システム開発について

消防・救急課

1 2つの情報共有化システムの開発

近年、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、警防・予防業務の多様化、複雑化、救急業務の増大・高度化、大規模な災害への迅速な対応のほか、テロ災害等への的確な対応が求められている一方、これらの業務に従事する消防職団員の消防活動上の危険性も増大しつつあります。

このような状況の中、平成15年において、神戸市における建物火災、熊本県水俣市における土石流災害、三重県多度町におけるごみ固形化燃料(RDF)発電所爆発火災等、消防職団員が、消防活動の現場において公務災害に見舞われ、殉職する事故が相次いで発生しました。このため、消防庁では事故の絶無を目的として、「消防活動における安全管理に係る検討会」を開催し、平成16年11月に報告書として取りまとめ、全国の消防関係機関に配布し、各消防本部における安全管理対策の推進をお願いしてきたところです。

消防庁では、消防職団員の安全管理に係る検討会報告書の提言を受け、安全管理に欠かせない事故事例等の消防活動上の貴重な情報を、全国の消防本部及び消防団等の消防関係機関で共有化し、適切に消防活動に生かすことを目的として、「消防職団員の事故事例の情報収集・提供システム」及び

新しい態様で使用される物品及び建築物等の火災が増加し、消防活動上の危険性が高まってきていることから、これらの災害発生時の消防活動の各種情報を一元化することを目的として、「新規物質及び新しい態様の火災に関する情報の一元化

システム」の2つのシステムを開発することとしました。新規物質及び新しい態様の火災に関する情報の一元化システムについては、システムの開発と並行して、今年度からの運用開始を、また、消防職団員の事故事例の情報収集・提供システムについては、平成18年度からのシステムの運用開始を目指し、消防関係者及び有識者の方々による検討会をそれぞれ開催し、現在作業を進めています。今回はこの2つのシステムについてご紹介します。

2 システムの概要

(1) 消防職団員の事故事例の情報収集・提供システム

ア システムの目的

全国には800以上の消防本部がありますが、1つの消防本部で得られた安全管理に関する情報は、他の消防本部では得られないことが多く見られます。また、ハインリッヒの法則(米国保険業界での事故統計の考え方で、「1件の重い障害の背景には、29件の軽い障害、300件の障害はないがヒヤッとしたりハッとした事例を伴う。」というもの)によれば、1件の死亡事故・重症事故の背後には、より多くの軽微な負傷事故が発生し、さらに多くの事故を伴わない事例(ヒヤリハット事例)が発生していると考えられていることから、これらの情報を収集・分析し、潜在的な危険性を啓発することは、重大な事故や災害を未然に防ぐことができる1つの有効な手段と考えられます。

本システムは、全国各地の消防職団員が経験した事故やヒヤリハット事例等の情報を定期的に収集するとともに、収集した情報について背後要因の分析を行うなど必要な検討を行った上で全国的に共有・蓄積し、消防活動における安全管理・確保に資することを目的としています。

イ システムの内容

消防職員の日常の活動や訓練等において発生した負傷事故やヒヤリハット事例を対象とし、アンケート方式により定期的に全国の消防本部から年間1,000件程度を目途に収集を行います(情報収集システム)。

また、収集された事例情報を、単純集計による傾向把握や、有識者等で構成される検討会において背後要因の分析を行う

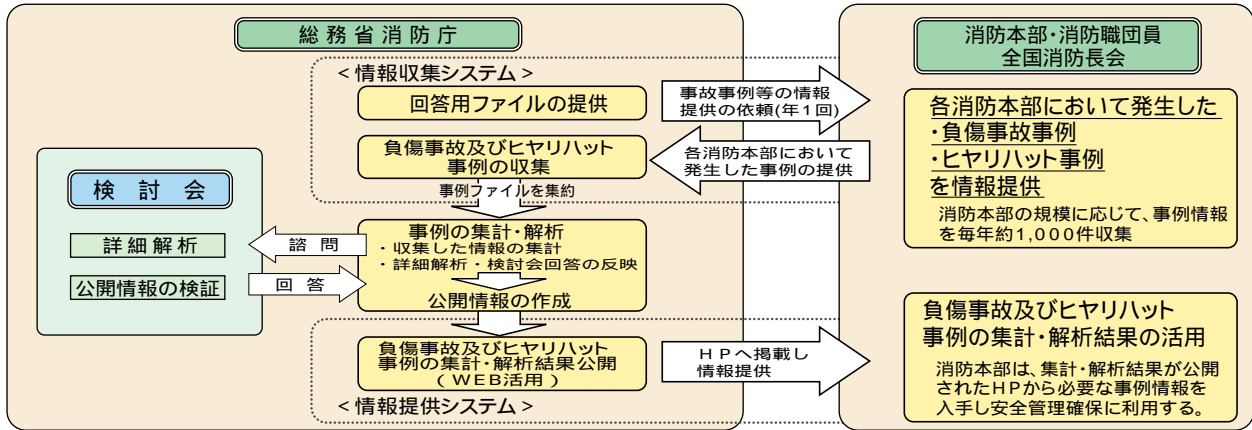


第2回新規物質及び新しい態様の火災に関する情報の一元化システムの開発検討委員会の模様

など、必要な検討を行った上で全国的に共有・蓄積し、消防職員、各消防本部などの関係機関は、WEB上において必要

な情報を入手することが可能となります（情報提供システム）（下図参照）

消防職団員の事故事例の情報収集・提供システムのイメージ図



(2) 新規物質及び新しい態様の火災に関する情報の一元化システム

ア システムの目的

平成15年に起きた三重県でのRDF施設における消防職員の殉職事故のように、通常環境では爆発などの予期せぬ危険性が想定されていない物品や建築物で、火災等の災害の際にはそのような危険性があるものを事前にその物品や建築構造について情報収集、調査分析を実施し、情報を一元化して全国的に共有・蓄積することで、消防活動に従事する消防職団員の安全管理・確保に資することを目的としています。

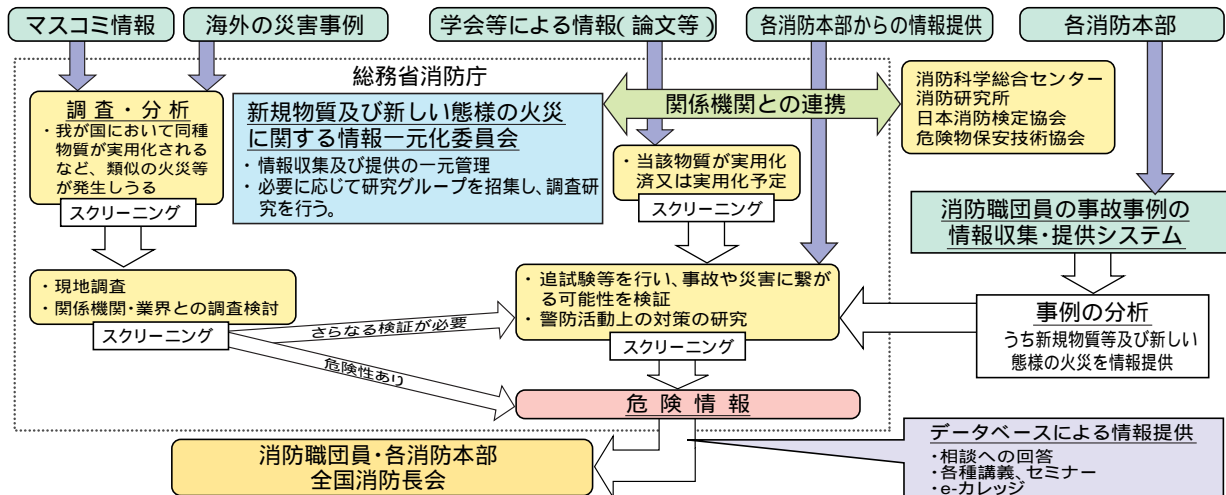
イ システムの内容

消防活動において新しい態様で使用される物品の火災等が増加していることに対応し、新たな態様で使用（生産、流通だけではなく様々な使用形態が対象）されることとなった特殊

な化学的性質を有する物質で、火災の危険性を有するものなど、消防活動上危険と認知されていないが支障となる可能性があるもの（かつ消防法上の危険物ではないもの）、あるいは、超高層ビル、大深度地下施設、新たな構造の建築物・設備や、それらの経年劣化などの問題により、消防活動上支障となる可能性があるもの等を対象として、マスコミ情報、海外の災害事例、学会等による情報等から幅広く情報の収集を行う体制を構築し、情報の収集を行います。

また、収集された情報は、収集したままの全てを提供するのではなく、研究者等により構成される検討会において、情報のスクリーニングや実証実験の実施による情報の確認作業を行った上で、消防職団員・各消防本部・全国消防長会等に情報の提供を行います。（下図参照）

新規物質及び新しい態様の火災に関する情報の一元化システム





地域防災力の充実に向けた消防団の取組事例

防災課

消防団は、地域防災体制の中核的存在として地域の安心・安全のため、大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少や消防団員の中高齢化・サラリーマン化等の様々な課題に直面しています。

こうした中、各地の消防団では、消防団員の確保ひいては地域防災力の充実のため、様々な取組が行われており、その実例を紹介します。

1 機能別団員及び機能別分団の採用

消防庁では、平成17年1月に通知した「消防団員の活動環境の整備について」において、地域住民が消防団に参加しやすい環境を作るための消防団の組織・制度の多様化の一例として、「機能別団員」（特定の活動のみに参加する団員）及び「機能別分団」（特定の活動、役割のみ実施する分団）という制度を導入しました。

福岡県立花町では、平成17年6月に立花町消防団条例の改正を行い、同年10月より、機能別団員及び機能別分団を導入しました。その概要は次のとおりです。

機能別団員及び機能別分団採用の経緯等

立花町では、消防団員の減少・サラリーマン化等の問題を抱えていたことから、消防団充実強化事業として「立花町消防団再編計画」を策定し、その計画に基づいて条例を改正し、新たに、機能別団員として、消防吏員及び消防団員のOBを任用（以下、「エキスパート隊員」という）するとともに、併せて機能別分団として「予防広報部」を導入しました。

機能別団員及び機能別分団の概要

エキスパート隊員の概要

ア 任用要件

- ・消防吏員及び消防団員の経験者

- ・年齢要件は他の全ての活動に参加する団員（以下、「基本団員」という）と同じ。

イ 活動内容等

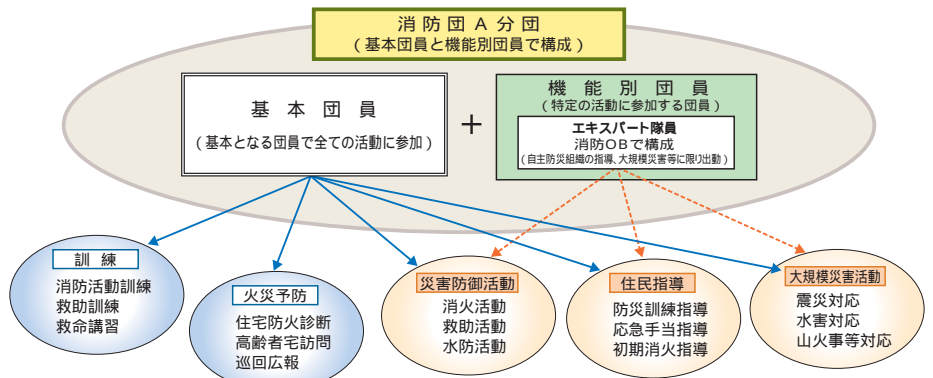
主な活動は、災害防御活動などの消防団活動

- ・平常時には、自主防災組織の指導等に参加
- ・平常時の火災等の災害活動については、管轄区域のみ出動
- ・平常時の訓練等は原則的に参加しない
- ・大規模災害への出動時の活動については、基本団員に準じる

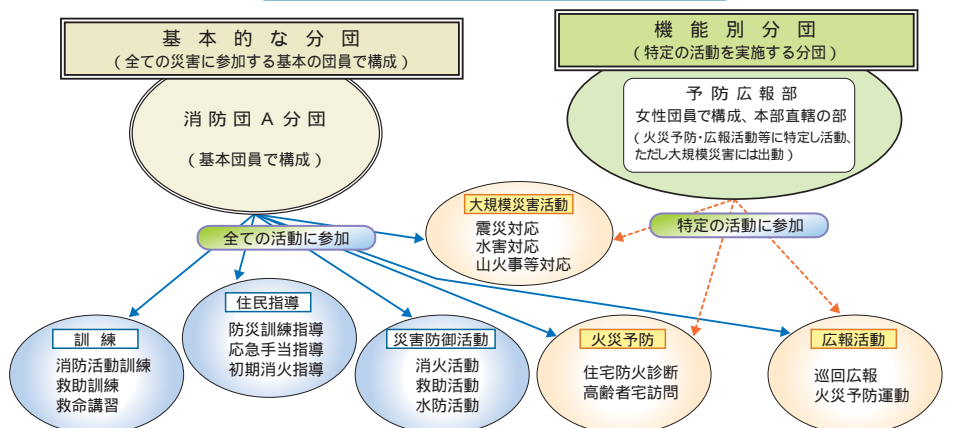
ウ 処遇等

- ・階級は団員
- ・各分団に所属
- ・報酬は年額報酬で、基本団員より低額に設定
- ・費用弁償は基本団員と同額
- ・被服は活動服のみ新たに支給
- ・公務災害補償・退職報償金は基本団員と同様の取扱い

立花町の機能別団員の活動概要



立花町の機能別分団の活動概要





○予防広報部の概要

ア 任用要件

- ・女性（主に婦人防火クラブのリーダー、役場職員等で構成）

イ 活動内容等

- ・主な活動は、予防広報などの消防団活動
- ・平常時には、予防広報活動・応急手当講習等の訓練に参加
- ・平常時の火災等には原則的に出勤しない
- ・大規模災害への出勤時には、後方支援活動を実施

ウ 処遇等

- ・階級は団員
- ・本部直轄の部
- ・報酬は年額報酬で、基本団員より低額に設定
- ・費用弁償は基本団員と同額
- ・被服は制服・活動服を支給
- ・公務災害補償・退職報償金は基本団員と同様の取扱い

立花町消防団の概要

	平成17年4月1日現在	平成17年10月1日現在
条例定数	220人	245人 (うち、エキスパート隊員 70人・予防広報部員25人)
実員数	198人 (うち、女性0人)	221人 (うち、エキスパート隊員 58人・予防広報部員(女性) 13人)

○平均年齢（平成17年4月1日現在）：30.2歳

消防庁では、立花町消防団に新たに任用された皆さんのこれからの活躍により消防団が一層活性化されることを期待するとともに、このような消防団員の活動環境整備への積極的な取組が全国に広がっていただきたいと考えています。

2 消防団員意見発表会の実施

消防庁では、平成14年度より、若手・中堅の消防団員や女性消防団員の意欲を喚起するため、消防団活動の課題等に関する意見発表の場として、「全国消防団員意見発表会」を開催しており、毎年、各地域から選ばれた12人が発表を行っています。

石川県では、平成15年度より、県内で消防団活動発表会を実施しています。その概要は次のとおりです。

消防団活動発表会実施の経緯等

消防団活動活性化の一環として、若手・中堅消防団員に消防団活動に関する取組状況や課題等についての発表の場を設けるため、平成15年度より、石川県及び石川県消防協会が主催となり、「石川県消防団活動発表会」を開催しています。

消防団活動発表会の実施内容について

発表者は、消防団活動に関する課題等について、幅広い意見を持つ満年齢40歳以下の消防団員であり、各消防団（連合会）における選考等を踏まえ、12消防団（連合会）からそれぞれ推薦を受けた計12人です。

なお、発表時間は、1人5分以内とし、学識経験者を含めた5名の審査員が評価を行い、最優秀賞1人、優秀賞2人及び敢闘賞9人に対して表彰を行います。

また、平成15年度における最優秀賞者は、消防庁主催の「全国消防団員意見発表会」に石川県代表として参加し、優秀賞を受賞しました。

なお、本年度については、平成17年11月27日（日）に実施予定です。

<参 考>

石川県内の消防団の現況（平成17年4月1日現在）

- 消防団数：26団
- 消防団員数：5,204人（うち女性消防団員69人）
- 平均年齢：39.9歳



消防団活動発表会・選考会の様子

（写真提供：金沢市消防団連合会）

消防庁では、このような消防団員の意識高揚につながる各種の積極的な取組が全国に広がり、各地の消防団が一層活性化されることを期待しています。

「平成17年度消防庁緊急対処事態図上訓練」 実施結果について

国民保護室・国民保護運用室

去る9月29日、国内4県において同時多発的に事案が発生したという緊急対処事態の想定のもと、消防庁国民保護計画(案)等に基づく消防庁内の対処体制及び対処要領の確認と消防庁職員の国民保護法に基づく業務の理解を目的として、消防庁緊急対処事態図上訓練を実施しました。

国民保護法上、消防庁が行うこととされている業務は、政府対策本部からの通知の伝達等、従来の災害対応では行われない事務もあり、庁内の体制も国民保護にあわせて修正する必要があります。

国民保護室・国民保護運用室では消防庁応急体制マニュアル・国民保護編(案)等を作成し、国民保護法に基づく消防庁内の活動要領について検討してきましたが、今回の訓練を通じていくつかの問題点が明らかとなり、今後の庁内体制の整備を進める上で非常に有意義なものになりました。

以下、「平成17年度消防庁緊急対処事態図上訓練」の実施概要について簡単に紹介します。

1 実施時期

平成17年9月29日(木)

2 参加機関

消防庁約200名

(消防庁本庁、消防大学校、(独)消防研究所)

3 訓練想定等

我が国において帰属国を特定できない勢力によるテロ・破壊活動が同時多発的に行われたという緊急対処事態を想定

4 主要訓練項目

- ・消防に関する長官の指示
- ・国民保護法に基づく通知等の事務
- ・政府対策本部の活動への対応



長官への状況報告



班長会議



情報集約班の活動状況



統制部仮設機関班の応答状況

カイトプレーン(災害情報収集無人航空機)の展示の実施について

防災情報室・消防研究所

初動時における被災地情報収集のあり方に関する検討会

総務省では、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において消防庁と山古志村等の間で情報が途絶し、被害の把握に時間を要する事態となり、初動時における情報収集ができなかったという教訓を踏まえ、大規模災害発生の際の初動時における被災地情報収集のあり方、災害時の情報通信技術の活用について検討することを目的として、平成17年5月より、河田恵昭京都大学防災研究所長を座長として、今井 宏総務副大臣主催による「初動時における被災地情報収集のあり方に関する検討会」を計6回開催し、7月に提言書を取りまとめました。

この提言書は、「現行の被災地情報収集方策の適切な活用・充実」「人・既存ネットワーク等の新たな活用による被災地情報収集」「衛星携帯電話による被災地情報収集」「夜間のヘリコプターによる被災地情報収集」「ヘリコプター衛星通信による被災地情報収集」「航空機搭載映像レーダーによる被災地情報収集」「無人航空機による被災地情報収集」「最先端ICT等の活用による被災地情報収集」「被災地情報収集のための体制の充実」の9つの大きな柱により取りまとめられています。

今回展示したカイトプレーン(災害情報収集無人航空機)については、夜間等のヘリコプターによる飛行が危険な地域で災害が発生した場合において、被災地情報収集に有効であるとの提言がなされています。

このカイトプレーンは、風と飛行機の長所を生かして開発された無人航空機(UAV=Unmanned Aerial Vehicle)で、あらかじめ緯度経度を入力しておけば、自らの位置を

GPS(Global Positioning System)で把握しながら飛行して帰還することが可能となっています。これにより地上から見えない地域等、人の進入が難しい場所での調査等で高い安全性が確保され、総重量22.5kgで持ち運びに便利なコンパクトさも特徴となっており、機動性にも優れています。

また、機首部分にあるペイロードボックスに赤外線カメラ等を搭載することにより夜間における災害時の情報収集にも活躍が期待されています。

カイトプレーンの展示

平成17年10月26日(水)、総務省(中央合同庁舎第2号館)1階アトリウムにおいて、カイトプレーンの展示を行いました。アトリウムを通る人たちも立ち止まって興味深げに見学し、機体について質問していました。

また、今井副大臣が視察に訪れ、カイトプレーンの特徴や実際に試験飛行をしている映像を熱心にご覧になりました。

今後の展望

今年度、(独)消防研究所は、無人航空機の一つとしてこのカイトプレーンを購入し、消防庁と共同でカイトプレーンの具体的な活用方法について検討をはじめたところです。今後運用に向けて操縦技術の習得、飛行試験等を行い、さらには災害時にカイトプレーンで撮った被災地の映像をリアルタイムで伝送するシステムの構築等、実運用に向けての検討を進める予定です。



カイトプレーン全体像



ペイロードボックス内にカメラを搭載したもの



来庁された一般の方々



今井副大臣による視察

仕様

[機体]	
全長	2,305mm
全幅	2,780mm
全高	1,195mm
総重量	22.5kg
[飛行]	
時間	2～3時間
速度	28～60km/h
高度	50～3,000m

全国火災予防運動ポスター感謝状授与式

予防課

平成17年10月24日に、全国火災予防運動ポスターのモデルである早坂美緒さんに対して、消防庁長官感謝状の授与を行いました。

消防庁長官の感謝状は、消防の発展に貢献し、その功績が顕著な方に授与することとしています。

早坂さんは、現在テレビドラマ等で活躍され、多忙なスケジュールの中、ポスターのモデルとして誠意と熱意をもって積極的にご協力いただき、今回の感謝状の授与となりました。作成されたポスターは消防

機関等を通して、11月9日(水)から15日(火)まで実施された秋季全国火災予防運動期間中、全国各地に掲出され、国民の防火意識の高揚に大いに貢献しました。

現在、平成18年春季全国火災予防運動に向けて、今回とは違う新しい早坂さんのポスターの作成を行っておりますので、都道府県、消防本部、関係団体等におかれましては、これらを活用して積極的な火災予防の啓発を行っていただくようお願いいたします。



板倉敏和消防庁長官から早坂美緒さんに感謝状を授与



秋季全国火災予防運動ポスター

第17回全国女性消防操法大会を開催

防災課

平成17年10月20日(木)、神奈川県横浜市の日本消防協会中央消防訓練場(横浜市消防訓練センター)において、第17回全国女性消防操法大会が開催されました。この大会は、女性消防隊の消防技術の向上と士気の高揚を図り、地域活動の充実に寄与することを目的に、昭和60年から開催され、今回も各都道府県を代表した47隊の女性消防隊が参加しました。

女性消防隊とは、家庭における防火の分野で日頃から大きなウエイトを占める主婦等が、地域の火災予防、初期消火活動及び災害現場での救護給食活動等に活躍している自主的な防災組織で、全国に約7,800隊、約100万人(平成16年4月1日現在)が活動しています。また、それぞれの地域に密着し、各家庭の火災予防を中心とした広報活動等、地域の防火思想の普及に多大な成果を上げています。

各出場隊は、指揮者1名と操法隊1番員から4番員まで各1名ずつ、計5名で構成され、各都道府県を代表するにふさわしい、規律正しく、安全・確実な連携動作でポンプ操法(D-1級軽可搬ポンプを使って、放水によりのりを落とす競技)を展示し、会場からは惜しめない拍手が送られました。

大会結果は、優勝が宮城県石巻市女性消防隊、準

優勝が埼玉県川越市女性消防隊及び熊本県宇土市女性消防隊となり、優勝した消防隊には、内閣総理大臣から賞状と優勝旗が、さらに日本消防協会会長から賞状、優勝旗ならびに金メダルが授与されました。また、前回大会から設けられた優秀選手賞として、全出場隊員の中から5名が選出され、賞状と盾がそれぞれ日本消防協会会長から授与されました。

平成16年の火災出火件数は6万387件で、これは一日当たり約165件、約9分に1件の割合で火災が発生したことになります。また、亡くなられた方は2,004人にのぼり、これは1日当たり5.5人の方が亡くなっていることになります。さらに、最近では火災以外の地震や台風、集中豪雨など、住民の安全を脅かす災害が相次いで発生しています。

このように多くの火災や災害による被害を軽減するためには、住民の方々の「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもと、自主的な防火防災活動に積極的に取り組んでいただくことが不可欠であり、消防庁としても、全国の消防防災体制の整備強化を支援するとともに、女性消防隊をはじめとする自主防災組織の育成強化に努めていきたいと考えています。

第17回全国女性消防操法大会成績表

順位	都道府県	消防隊名	総合得点	タイム(秒)
優勝	宮城県	石巻市女性消防隊	94.0	50.36
準優勝	埼玉県	川越市女性消防隊	92.0	51.34
準優勝	熊本県	宇土市女性消防隊	91.0	50.22
優秀賞	岐阜県	関市女性消防隊	88.5	53.43
優秀賞	千葉県	市原市女性消防隊	86.0	53.76
優秀賞	青森県	五戸町女性消防隊	84.5	56.78
優良賞	広島県	東広島市女性消防隊	83.5	53.44
優良賞	高知県	いの町清水女性消防隊	83.5	56.51
優良賞	栃木県	栃木市女性消防隊	83.0	53.51
優良賞	茨城県	阿見町女性消防隊	83.0	54.64
優良賞	鳥取県	江府町女性消防隊	82.5	51.54
優良賞	愛知県	津島市女性消防隊	82.5	56.80



全国女性消防操法大会の様様

平成17年秋の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

平成17年秋の叙勲伝達式（11月9日（水）ニッショーホール）、第5回危険業務従事者叙勲伝達式（11月11日（金）東京プリンスホテル「鳳凰の間」）並びに平成17年秋の褒章伝達式（11月16日（水）スクワール麹町「芙蓉」）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防御するとともに消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々であり、また褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し、消防の発展に大きく寄与された方々です。それぞれの受章者数は、秋の叙勲442名、第5回危険業務従事者叙勲604名及び秋の褒章29名です。

伝達式終了後、受章者及び配偶者は皇居において、天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

なお消防関係者の勲章別受章者数は次のとおりです。

平成17年秋の叙勲

瑞宝中綬章	1名
瑞宝小綬章	13名
瑞宝双光章	113名
瑞宝単光章	312名
旭日小綬章	1名
旭日双光章	2名

第5回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	63名
瑞宝単光章	541名

平成17年秋の褒章

藍綬	29名
----	-----



秋の叙勲伝達式において代表受領される山鹿修蔵氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される越田長喜氏



秋の褒章伝達式において代表受領される川原井 勇氏

平成17年度消防設備保守関係功労者及び優良消防用設備等表彰式

予防課

消防庁では、去る平成17年10月28日(金)に、虎ノ門パストラル(東京都港区虎ノ門4-1-1)において、「平成17年度消防設備保守関係功労者及び優良消防用設備等表彰式」を執り行いました。

式典では、板倉敏和消防庁長官から各受賞者へ表彰状が授与され、閉式後には記念写真の撮影及び祝賀会が行われました。

各表彰の概要及び受賞者は以下の通りです。

(写真右は、表彰状を授与する板倉消防庁長官)



消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置や維持管理の適正化を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を消防庁長官が表彰することにより、消防設

備保守関係業界の健全な発展が図られることを目的とするもので、昭和60年度から実施されています。

【受賞者 15名】

須藤 邦夫	中央防災(株)	代表取締役会長	山口 輝雄	三重保安商事(株)	代表取締役
稲部 務	互光産業(株)	代表取締役	横田虎之助	(株)藤井ポンプ製作所	取締役会長
酒見 敏正	日本防災(株)	代表取締役	一柳 清志	(株)一柳電気水道設備	代表取締役社長
星野 恵一	アズマ電気	代表	鶴原 照彦	鶴原消防設備(株)	代表取締役社長
大畑 善夫	大畑電研(株)	代表取締役社長	末吉 稔	(株)末吉商会	代表取締役社長
庄司兼次郎	(有)庄司電気商会	代表取締役	武津 連	(株)大信設備機器	代表取締役社長
平塚 照雄	源防災設備工業(有)	代表取締役	豊浦 晃嗣	(株)西日本防災	代表取締役
川島 五平	日野吉工業(株)	専務取締役			

優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、消防用設備等のうち、他の模範となる優れた消防防災システムの設置者、設計者、開発者などを消防庁長官が表彰することにより、高度な消防防災システムの

開発、普及を促進させることを目的とするもので、優良消防防災システム表彰に代わって昨年度より実施されています。

【表彰対象 7件】

件名	設置者	設計者	開発者・施工者
天神地下街	福岡地下街開発(株)	(株)大林組九州支店	
関電ビルディング	関電産業(株)	日建設計・ニュージェック設計共同体	
福岡市交通局地下鉄3号線	福岡市交通局	福岡市交通局	(株)安川電機
大和ミュージアム (呉市海事博物館)	呉市	(株)久米設計	(株)久米設計 住友電工(株)
京都迎賓館		(株)日建設計	(株)防災コンサルタント 能美防災(株)
キャノン(株)平塚事業所D棟	キャノン(株)	東京電力(株) (株)明電舎 日本ガイシ(株)	
ダイヤモンドシティ・プラウ	(株)ダイヤモンドシティ	(株)竹中工務店大阪本店一級建築士事務所	

平成17年度緊急消防援助隊 中国・四国ブロック合同訓練について

高松市消防局

平成17年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練が、香川県高松市生島町にて実施されました。

- 1 開催日** 平成17年10月19日(水)・20日(木)
- 2 実施場所** **野営訓練会場**
香川県高松市生島町
香川県総合運動公園(多目的広場)
合同訓練会場
香川県高松市生島町
香川県消防学校西側県土地開発公社所有地及びその周辺
- 3 参加機関** 総務省消防庁、中国・四国ブロック緊急消防援助隊登録44消防(局)本部79隊、全国消防長会中国支部・四国支部、香川県消防協会、陸上自衛隊中部方面隊第2混成団、第六管区海上保安本部高松海上保安部、香川県警察本部、高松北警察署、(社)香川県医師会・広域救護病院等、日本赤十字社香川県支部、下笠居地区自主防災会、高松市婦人防火クラブ連絡協議会、高松市消防団、坂出市消防団

4 実施内容

- 第1日目** 10月19日(水)
情報連絡訓練、参集訓練、事前訓練、図上訓練、野営訓練、夜間訓練
- 第2日目** 10月20日(木)
開会式

合同訓練、先遣隊活動・災害情報処理・調整本部設置訓練・指揮本部設置訓練・指揮支援本部設置訓練・ヘリTV情報収集訓練、大規模災害応急救護所開設訓練、座屈ビル対応訓練・木造倒壊建物救出訓練、トンネル内多重衝突事故救出訓練、高層建築物訓練・ヘリ救出搬送訓練、津波災害対応訓練、BC災害対応訓練、危険物火災対応訓練、遠距離送水訓練・ヘリ空中消火訓練
閉会式

5 主な訓練項目の具体的内容

(1) 集結訓練

四国各県隊(徳島、愛媛、高知)は、高松自動車道・高松中央ICへの到着順に、高松市消防団の誘導で一次進出拠点の高松市サンポート県有地に進出、その後、香川県警察パトカーの先導により高松市消防団車両を各県隊



トンネル内多重衝突事故訓練



の先頭車両として、訓練会場に参集しました。

また、中国各県隊(岡山、鳥取、広島、島根、山口)は、瀬戸中央自動車道・坂出北ICから二次進出拠点の坂出市林田港緑地公園に進出後、香川県警察パトカーの先導により坂出市消防団車両を各県隊の先頭車両として、訓練会場に参集しました。

(2) 夜間訓練

消防庁次長等の激励巡視後、本年4月に開校した香川県消防学校の高層訓練塔(高さ約38m・12階)を活用して実施しました。

夜間における高層建築物で発生した火災を想定し、訓練塔の屋上を含む各階における要救助者の救出を主体とした救助活動を行い、救出後には梯子車を含む全隊の実放水を実施しました。

(3) 合同訓練

合同訓練における緊急消防援助隊調整本部の設置訓練は、消防庁、香川県、高松市、広島市消防局(指揮支援部隊長)、高松市消防局、陸上自衛隊第2混成団、高松海上保安部、香川県警察本部の訓練参加機関が会場内に設置した調整本部に集結し、合同訓練に関する調整を行いました。

今回の訓練においては、消防隊相互間の連携について

再確認するとともに、他機関との連携についても確認することとしました。その状況について以下簡記します。

先遣隊活動訓練には、香川県警オフロードバイク隊も参加し被害状況の確認・報告活動を行い、木造倒壊訓練においても香川県警広域緊急援助隊の特殊車両が消防隊と連携し負傷者の救出活動を実施しました。

また、大規模災害における応急救護所開設訓練では、香川県医師会・日本赤十字社香川県支部によるトリアージ活動等、トンネル内多重衝突事故訓練では高松市消防団員及び地元自主防災組織の協力のもと、応急手当や避難誘導を実施しました。

さらに、BC災害対応訓練では、陸上自衛隊中部方面隊第2混成団本部の応援によって、毒物除染活動の支援を受けるとともに、津波災害対応訓練では、第六管区海上保安部高松海上保安部の巡視船「くまの」が津波によって海上に流された住民の救出活動を実施しました。

(4) 中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練を終えて

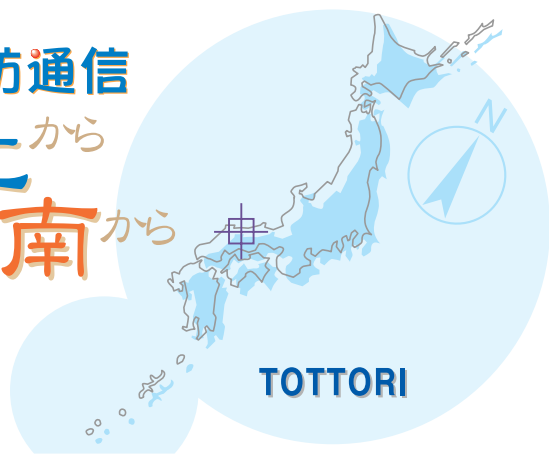
この度の合同訓練に際し、消防庁、香川県、全国消防長会中国支部、四国支部、中国・四国各消防本部及び本訓練にご協力いただきました各参加機関の皆様のご指導、ご支援により、成功裏のうちに終了しましたことに深く感謝を申し上げまして、お礼とさせていただきます。



座屈ビル対応訓練



BC災害対応訓練



TOTTORI



鳥取県西部広域行政
管理組合消防局
消防局長 中田 正男

緑と荒波、豊富な自然の鳥取

当組合は、鳥取県の西部に位置し、国立公園「大山」を望む米子市・境港市・西伯郡・日野郡の2市2郡で構成され圏域内の総面積は約1,200km²で林野が70%と山地



日本海から臨む皆生温泉と大山

が多く、平野部は中国山地奥深く源を発する日野川、佐陀川、阿弥陀川等豊かな流域にひらけている。

消防局の体制は、現在1本部、4署、6出張所、職員292名で構成され、管内人口約25万人の住民の暮らしを災害から

守るため、より一層の組織の充実を図っています。

当地区は、行政・交通・教育・文化等多面的な中枢機能を持ち古くから山陰有数の商業都市として栄え、また日本海に面する重要港湾もあり、海外貿易・沖合漁業の基地として、また漁獲高も日本一として有名である。



とっとり花回廊
(写真提供：とっとり花回廊)



大山とコハクチョウ
(写真提供：米子水鳥公園)

観光地としても自然は名峰「大山」が雄大であり四季折々の景観が観光客を楽しませ、食では日本海の新鮮な幸、これらを満喫できる皆生温泉は、トリアスロン日本発祥の地として知られ、毎年多くの鉄人が過酷なレースをくりひろげています。施設では花回廊が1年を通し草花を、冬には日本南限といわれるコハクチョウの集団越冬や、その他四季を通じて珍しい野鳥が羽尾を休める水鳥公園があり、自然環境の魅力あふれる地域であります。

鳥取県西部地震

平成12年10月6日午後1時35分マグニチュード7.3の大地震に見舞われました。この地震では、幸いにも火災や死者は、発生しませんでした。負傷者148名に上り、建物及び道路を中心に多くの被害が出ました。



地震で倒壊した出雲大社境港上道分院

災害に強いまちづくり

この地震を契機に、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の防災意識の向上に伴い、多くの自治会が自主的に防災訓練に取り組み、消防団員や自主防災組織との連携活動もスムーズになりました。市町村によっては、消防団員が「赤バイ隊」を組織して、有事の際に現場に急行することで早期情報収集が可能となり、防災ヘリの離着陸場を整備、災害対応の備蓄倉庫も充実させています。



自主防災組織の訓練風景

西部地震5周年を契機に「災害に強いまちづくり」の更なる充実を目指す為、多くの地域住民参加の下、県下一斉に大規模な総合訓練や地震フォーラムの開催等も実施し、より一層の防災意識高揚を目指しています。今後も地域防災のリーダーとしての自覚と誇りを持って、これらの活動に職員一丸となって取り組んでまいります。

札幌市中央卸売市場で消防総合訓練

札幌市消防局

札幌市消防局中央消防署は10月13日、札幌市中央卸売市場において市場の自衛消防隊と合同で、消防総合訓練を実施しました。訓練は、「大規模な地震が発生し、水産棟の社員食堂から出火した」との想定で行いました。



総合訓練での一斉放水の様子

訓練では、119番通報、消火器や屋内消火栓を使った初期消火を始め、駐車場に避難した関係者400名が見守る中、屋外消火栓の放水訓練を行いました。

また、到着した消防隊への迅速な情報提供により、はしご車やヘリコプターが逃げ遅れた従業員を救出、その後、一斉放水を実施し、訓練を終了しました。

防火グラウンドゴルフ大会を開催

松戸市消防局

松戸市消防局馬橋消防署は10月1日、宝酒造(株)松戸工場グラウンドにおいて管内の町会・自治会の高齢者を対象に防火グラウンドゴルフ大会を開催しました。大会は、消防職員とのふれあい及び防災意識の高揚を図ることを目的に開催し、秋晴れの中110名が参加しました。プレー中は全員元気に汗を流し、防火・防災を誓いました。

また、グラウンドゴルフ終了後は、これから迎える火災のシーズンに対する心構えを学んでもらうため、訓練用の水消火器を使った初期消火訓練を実施しました。



初期消火訓練の様様

消防通信

望

楼

ぼうろう

防火ポスター完成「防火の連携 あなたと共に！」

守口市門真市消防組合消防本部

守口市門真市消防組合は、今回で7作目となる職員の手作りの防火ポスター(B 2 版)を6千枚制作し、自治会等に配布しました。キャッチコピーは「防火の連携 あなたと共に！」。キーワードは「人」と「連携」としました。



モデルは特別救助隊で活躍する女性隊員

ポスターは、特別救助隊の3名の女性隊員が手と手を組み合わせて、「人」という字を示し、管内に勤務及び在住する全ての人に、人と人との「連携」は、家庭・地域・職場でも大切だということを訴えました。

また、消防においてもチームワーク(連携)は欠かせないことをポスターを通じて、表現しました。

避難小屋に救急応急処置一式を設置

竹田市消防本部

竹田市消防本部は10月26日、日本百名山の一つに数えられる久住山の久住山避難小屋に、警察及び山岳避難協会のメンバーらと共に救急応急処置一式(担架、三角巾、副木)を設置しました。今後は、登山中に負傷者が発生しても、登山同伴者が速やかに応急処置を行うことができるうえ、自力下山が不可能で救急搬送する場合も、救助隊が重い担架を持たずに現場へ行くことができます。それが救助時間の短縮に繋がり、負傷者の痛みが少しでも早く解消することが出来ることになると期待しています。



設置応急処置一式を使った救助訓練の様子

消防大学校 だより

■平成18年度消防大学校教育訓練計画について

消防大学校では、平成18年度の教育訓練計画を右表のとおり決めました。学科・コースの合計実施予定回数は36回、定員は合計1,852名で、いずれも過去最多となりました。

学科・コースの実施回数の推移を見てみますと、消防活動の専門化や緊急消防援助隊の充実により、消防大学校での教育の必要性が年々高まっていることを反映して、平成3年頃から漸次、教育コースの実施が増えてきています。平成18年度も教育コース増の方向ですが、一部の教育コースを学科に変更するよう検討しており、計画では学科のみ回数増となっています。平成17・18年度の計画のうち各3回分は施設外実施ですが、それらを差し引いてもかなり高度な施設利用となります。

次に、学科・コースの期間です。平成17年度は最長17週間の学科がありました(本科の例)、各消防本部にとって、職員の長期派遣は人事運営上負担も大きいと考えられますので、平成18年度は、総合教育を再編して新

設する幹部科と、多くの専科教育で、期間を原則8週間程度としました。たとえば、危険物科の新設に伴い、予防科の危険物関係講義は大幅に減らします。模式的に言うと、従来は広汎な内容の「大予防科」を年2回、約10週間ずつ実施してきましたが、平成18年度は予防科をスリム化して年2回、約8週間ずつ実施するとともに、新設の危険物科を年1回、約4週間実施する考え方です。なお、今後の幹部科は、事前教育を充実することにより、施設内教育期間は一層短縮していく方針です。

ところで、3～4日間という短期間で行った教育訓練は、学生から「もっと長い方がよかった」との感想が多くなっています。そこで、全般的には専門特化に応じて学科・コースの期間を短縮化する方向であるものの、高度な内容を学んだ同士が全国ネットワークを結び得るよう、一定の教育期間は確保したいと考え、平成18年度の施設内教育訓練はすべて5日間以上としました。



薬剤投与の実習



記念祭の様相

■救助科第53期成績優秀者

救助科第53期(本年8月22日～10月21日)では、山岳資機材・技術を応用した都市型災害等への対応、災害救助現場での広域応援活動、救助現場における救急外傷学の応用、NBC災害への対応等の講義を充実しました。

成績優秀者は、札幌市消防局(北海道)・山澤 隆、同(同)・川島達彦、埼玉県消防学校(埼玉県)・西崎利弘、東京消防庁(東京都)・野呂瀬亮一、香南消防組合消防本部(高知県)・久保雅裕の各氏です。

平成18年度消防大学校教育訓練計画

区分	学科等の名称 (一部検討中)	目 的	回数	期・回	定員 (名)	教育 日数	実施時期 (入寮期間)	
総合教育	幹 部 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	4	1	60	38	4/12～6/8	
				2	60	37	6/13～8/4	
				3	60	38	9/13～11/9	
				4	60	37	1/9～3/2	
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	1	70	48	12	10/30～11/16	
新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	2	1	60	9	5/8～5/18		
			2	60	9	5/23～6/2		
消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	2	49	48	7	8/30～9/7		
			50	48	7	11/14～11/22		
	<小 計>		9		504			
専科教育	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	2	79	60	38	6/12～8/4	
				80	60	37	10/23～12/15	
	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	2	54	48	38	4/12～6/8	
				55	48	37	8/21～10/13	
	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	2	65	36	44	4/11～6/15	
				66	36	44	8/22～10/25	
	予 防 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	2	80	60	37	8/21～10/13	
				81	60	38	1/15～3/9	
	危 険 物 科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	1	1	48	18	11/20～12/15	
火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	2	11	48	34	6/13～8/1		
			12	48	34	10/18～12/7		
新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	1	1	72	7	3/7～3/15		
	<小 計>		12		624			
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	1	2	48	5	7/24～7/28
		高度救助コース	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	1	1	48	7	3/7～3/15
		特別高度救助コース	特別高度救助隊の隊長等に対し、そのNBC対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。(NBCコースと合同実施)	1	1	15	10	1/22～2/2
		NBCコース	緊急消防援助隊のNBC災害対応要員等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。(特別高度救助コースと合同実施)	1	2	33	10	1/22～2/2
		航空隊長コース	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	1	2	60	5	4/24～4/28
		航空隊コース	消防・防災航空隊の救助隊員等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	2	2	36	13	6/20～7/6
				3	36	13	2/14～3/2	
	危機管理・防災教育科	トップマネジメントコース	地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させる。	2	3	68	1	施設外(7月頃)
					4	68	1	施設外(10月頃)
		防災実務管理コース	地方公共団体の防災実務管理者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	2	4	60	5	12/11～12/15
					5	48	5	2/19～2/23
		国民保護コース	地方公共団体の国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	2	3	60	5	11/27～12/1
					4	48	5	2/5～2/9
自主防災組織育成コース	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	1	2	48	5	1/15～1/19		
自主防災リーダーコース	自主防災組織のリーダーが自主防災組織の使命、役割等を認識し、効果的な運営を行うために必要な指導法について普及を図る。	1	2	48	未定	施設外(11月頃)		
	<小 計>		15		724			
	<合 計>		36		1852			

学科・教育コースの実施回数

区分	実績																	計画	
	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
学科	14	14	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13	15	15	15	15	16	21
教育コース	3	3	6	6	6	6	6	7	9	11	12	13	10	9	12	13	16	15	
合計	17	17	20	20	20	20	20	21	23	24	25	26	25	24	27	28	32	36	

(注)「教育コース」には、従来講習会、研究会、研修会として実施されたものを含む。

日本標準時の「うるう秒」挿入について

(平成17年10月31日付消防情第246号)

平成18年(2006年)1月1日(日)午前8時59分59秒と午前9時00分00秒の間に「8時59分60秒」を挿入します。

平成18年(2006年)1月1日に、7年ぶりに「うるう秒」調整が行われることが決まりました。日本の標準時の維持・通報を実施している(独)情報通信研究機構で、日本標準時に「うるう秒」を挿入する予定です。

このことから、防災・消防関係のシステム等に支障が生じないように、適切な対応をして頂きますようお願いいたします。

【参考：http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050907_2.html】

(担当：消防庁防災情報室)

10月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第227号	平成17年10月 3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の保安対策の徹底について
消防予第296号	平成17年10月13日	各都道府県消防主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成17年(1月～6月)における住宅火災による死者数の急増を踏まえた緊急的な住宅防火対策の実施について
消防予第305号	平成17年10月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」の公布について
消防予第311号	平成17年10月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」の運用について
消防危第245号	平成17年10月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について
消防危第246号	平成17年10月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」の一部改正について
消防国第 31号	平成17年10月28日	各都道府県知事	消防庁長官	消防庁の国民の保護に関する計画について
消防情第246号	平成17年10月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令市消防長	消防庁防災情報室長	日本標準時の「うるう秒」挿入について

広報テーマ

12月		1月	
雪害に対する備え 放火による火災の防止 石油ストーブなどの安全な取扱い 消防自動車等の緊急通行時の安全確保 に対する協力の促進	防災課 予防課 危険物保安室 消防・救急課	文化財防火デー 1月17日は「防災とボランティアの日」 消火栓の付近での駐車禁止 たき火・たばこによる火災の防止	予防課 防災課 消防・救急課 予防課

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力 / ㈱近代消防社

危険物安全週間推進標語の募集

危険物保安室

石油をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、国民生活に深く浸透しています。

一方、危険物施設の事故は、近年増加傾向で推移しています。昨今、企業関連施設における大規模な火災事故等が頻発しており、今後、危険物施設関係者の企業防災等に対する保安意識の確立について、広く呼びかけていくことが一層重要となっています。

総務省消防庁では、都道府県、市町村、全国消防長会及び(財)全国危険物安全協会と共催で、関係諸団体の協賛の下に「危険物安全週間」を6月の第2週(平成18年度は6月4日(日)から6月10日(土)まで)に設定し、危険物関係事業所における自主保安体制の確立と家庭や職場において危険物を取扱う方々の危険物の安全の確保に関する意識の高揚を図るための啓発活動を広く推進していくこととしています。

この「危険物安全週間」を推進し、危険物の保安に対する意識の高揚を図るため、「危険物安全週間推進標語」を広く募集します。応募方法等は、下記のとおりです。

最優秀作品は、危険物安全週間推進ポスターなどに使用されます。

なお、平成18年度のポスターモデルは、F1レーサーの佐藤琢磨さんを予定しています。

応募方法

郵便はがき又はインターネットによるものとします。

・郵便はがき応募の場合は、1枚につき標語を1点とします。

郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・職業・電話番号を明記して下さい。

郵便はがき以外での応募や記入事項に不備がある場合は無効とします。

・インターネット応募の場合は、(財)全国危険物安全協会ホームページ(<http://www.zenkikyo.or.jp>)をご覧ください。

応募作品は未発表のものに限ります。

応募資格

特に制限はありません。

締切

平成17年12月15日(木)必着

選考方法

関係行政機関・学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。

賞

最優秀作 1点 消防庁長官賞と副賞20万円

優秀作 1点 全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円

優良作 10点 記念品

入選された場合はご本人に通知するとともに、消防庁(<http://www.fdma.go.jp>)及び(財)全国危険物安全協会(<http://www.zenkikyo.or.jp>)のホームページや関係新聞・機関誌等に発表いたします。

入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

あて先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16

日本消防会館5階

(財)全国危険物安全協会内

危険物安全週間推進協議会

電話 03-3597-8393

ホームページアドレス <http://www.zenkikyo.or.jp>

過去の最優秀作品推進標語

平成 2年度 “まさか”より“もしも”で守ろう 危険物
 3年度 危険物 いつも本番 待たなし
 4年度 心・技・知・危険物には 真剣勝負
 5年度 危険物 その時その場が 正念場
 6年度 一瞬の すきも許さぬ 危険物
 7年度 確実な 攻守がきめての 危険物
 8年度 危険物 むき合う心 いざ集中
 9年度 気を抜くな 扱う相手は 危険物
 10年度 安全は 日々の気持ちの 積みかさね
 11年度 危険物 一手先読む 確かな点検
 12年度 危険物 守りのかなめは 保守点検
 13年度 危険物 めざすゴールは 無災害
 14年度 危険物 小さな油断もイエローカード
 15年度 危険物 無事故の主役は あなたです
 16年度 危険物 ゆるむ心の 帯しめて
 17年度 危険物 かさねる無事故の 金メダル
 一般公募は平成2年度から実施しています。